

福岡市公報

令和5年12月18日 第7014号

発行所

福岡市中央区天神一丁目8番1号

福岡市役所

(総務企画局行政部法制課)

発行日 毎週月・木曜日

| 目次 | ページ |
|--------------------------------|-----|
| ○福岡市市税帳票等様式規則の一部改正(第122号)..... | 1 |
| 公 告 | |
| ○一般競争入札の実施(第326号)..... | 5 |
| ○開発行為に関する工事の完了(第327号)..... | 6 |
| ○建築協定の認可(第328号)..... | 6 |
| 東 区 | |
| ○住民票の消除(告示第13号)..... | 6 |
| 南 区 | |
| ○住民票の消除(告示第7号)..... | 7 |
| 西 区 | |
| ○住民票の消除(告示第3号)..... | 8 |

規 則

福岡市市税帳票等様式規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和5年12月18日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

福岡市規則第122号

福岡市市税帳票等様式規則の一部を改正する規則

福岡市市税帳票等様式規則(平成17年福岡市規則第58号)の一部を次のように改正する。

本則第20項中「市県民税特別徴収税額」を「特別徴収税額」に改める。

別記様式第1号中

「年度市民税・県民税^{税額決定}納税通知書」を「年度 市民税・県民税・森林環境税^{税額決定}・納税通知書」に、

| | | | | | |
|--|--|--|--|--|--|
| 所得割額の合計 | | | | | |
| 均等割額 | | | | | |
| 市民税及び県民税の合計税額 | | | | | |
| 給与からの特別徴収税額 | | | | | |
| 公的年金からの特別徴収税額 | | | | | |
| 所得割より控除しきれなかった配当割額控除額・ 株式等譲渡所得割額控除額 | | | | | |
| 充当した金額 | | | | | |

を

| | | | | | |
|--|--|--|--|--|--|
| 所得割額の合計 | | | | | |
| 均等割額 | | | | | |
| 森林環境税額 | | | | | |
| 市県民税及び森林環境税の合計税額 | | | | | |
| 給与からの特別徴収税額 | | | | | |
| 公的年金からの特別徴収税額 | | | | | |
| 所得割より控除しきれなかった配当割額控除額・ 株式等譲渡所得割額控除額 | | | | | |
| 充当又は委託納付した金額 | | | | | |

に改める。

別記様式第2号中

「年度市民税・県民税^{税額決定}通知書^{納税}」を

「年度市民税・県民税・森林環境税^{税額決定・納税通知書}」に、

| | | | | | |
|--|--|--|--|--|--|
| 所得割額の合計 | | | | | |
| 均等割額 | | | | | |
| 市民税及び県民税の合計税額 | | | | | |
| 給与からの特別徴収税額又は既徴収税額 | | | | | |
| 公的年金からの特別徴収税額又は既徴収税額 | | | | | |
| 所得割より控除しきれなかった配当割額控除額・ 株式等譲渡所得割額控除額 | | | | | |
| 減免税額 | | | | | |
| 充当した金額 | | | | | |

を

| | | | | | |
|--|--|--|--|--|--|
| 所得割額の合計 | | | | | |
| 均等割額 | | | | | |
| 森林環境税額 | | | | | |
| 市県民税及び森林環境税の合計税額 | | | | | |
| 給与からの特別徴収税額又は既徴収税額 | | | | | |
| 公的年金からの特別徴収税額又は既徴収税額 | | | | | |
| 所得割より控除しきれなかった配当割額控除額・ 株式等譲渡所得割額控除額 | | | | | |
| 減免税額 | | | | | |
| 充当又は委託納付した金額 | | | | | |

に改める。

別記様式第20号中

「年度 市民税・県民税第 期

| |
|-------------|
| 市区町村コード |
| 4 0 1 3 0 7 |

」を

「年度 市民税 第 期

| |
|-------------|
| 市区町村コード |
| 4 0 1 3 0 7 |

」に、

「

| | |
|------|--------------|
| 加入者 | 福岡市役所 |
| 口座番号 | |
| 年度 | 市民税・県民税 第 期分 |

」を

「

| | |
|------|--------------------|
| 加入者 | 福岡市役所 |
| 口座番号 | |
| 年度 | 市民税・県民税・森林環境税 第 期分 |

」に、

「

| | |
|------|-------|
| 加入者名 | 福岡市役所 |
|------|-------|

」を

「

| | |
|------|-------|
| 加入者名 | 福岡市役所 |
|------|-------|

」に改める。

別記様式第21号中

「年度 市民税・県民税 随時

| |
|-------------|
| 市区町村コード |
| 4 0 1 3 0 7 |

」を

「年度 市民税 随時

| |
|-------------|
| 市区町村コード |
| 4 0 1 3 0 7 |

」に、

「

| | |
|------|-------------|
| 加入者 | 福岡市役所 |
| 口座番号 | |
| 年度 | 市民税・県民税 随時分 |

」を

「

| | |
|------|-------------------|
| 加入者 | 福岡市役所 |
| 口座番号 | |
| 年度 | 市民税・県民税・森林環境税 随時分 |

」に、

「

| | |
|------|-------|
| 加入者名 | 福岡市役所 |
|------|-------|

」を

「

| | |
|------|-------|
| 加入者名 | 福岡市役所 |
|------|-------|

」に改める。

別記様式第22号（表）中 「個人市民税 個人県民税」を 「個人市民税 個人県民税 森林環境税」に改め、同様式（裏）中

「

| | |
|--------|---|
| 氏名又は名称 | 印 |
|--------|---|

」を 「

| | |
|--------|--|
| 氏名又は名称 | |
|--------|--|

」に改める。

別記様式第46号及び様式第47号中「市県民税」を「市県民税・森林環境税」に改める。

別記様式第53号中「市県民税特別徴収税額」を「特別徴収税額」に改める。

別記様式第54号中

「年度 市民税 減免申請書」を 「年度 市民税 減免申請書」に、
「年度 県民税 減免申請書」を 「年度 県民税 減免申請書」に、
「年度 森林環境税 減免申請書」を 「年度 森林環境税 減免申請書」に、

「市民税の年税額 県民税の年税額」を 「市民税の年税額 森林環境税の年税額」に改める。

別記様式第84号の7中「②課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額及びその法人税割額」を「②課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額」に、「欄の額」を「欄の

課税標準額」に改める。

別記様式第85号を次のように改める。

様式第85号

(1枚目)

(2枚目)

別記様式第88号(2枚目)及び(3枚目)中「市県民税」を「市県民税(森林環境税)」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則中別記様式第22号(裏)、様式第84号の7及び様式第85号の改正規定は公布の日から、その他の改正規定は令和6年1月1日から施行する。

(個人の市民税に関する適用区分)

- 2 この規則による改正後の福岡市市税帳票等様式規則別記様式第1号、様式第2号、様式第20号から様式第22号(表)まで、様式第46号、様式第47号、様式第53号、様式第54号及び様式第88号の規定は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

(経過措置)

- 3 この規則による改正前の福岡市市税帳票等様式規則別記様式第84号の7及び様式第88号の規定により作成された帳票は、当分の間、なお所要の調整をして使用することができる。

公 告

福岡市公告第326号

地方自治法第234条第1項の規定に基づき、一般競争入札により調達契約を締結するので、地方自治法施行令第167条の6及び福岡市契約事務規則第5条の規定により次のように公告する。

令和5年12月18日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

- 1 入札に付する事項

| 業 種 | 件 名 | 備 考 |
|-----|-------------------------|-----|
| — | 新西部水処理センター外機器の運転保守業務委託 | |
| | 管松第2ポンプ場外4施設機器の運転保守業務委託 | |

- 2 詳細は、入札説明書による。
- 3 入札説明書を次のとおり交付する。

(1) 場所

福岡市中央区天神一丁目8番1号

福岡市道路下水道局下水道施設部施設調整課

電話 092-711-4516

(2) 期間

この公告の日から令和6年1月9日まで(日曜日、土曜日、祝日及び令和5年12月

29日から令和6年1月3日までを除く。)

(3) 時間

午前10時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)

福岡市公告第327号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法第36条第3項の規定に基づき公告する。

令和5年12月18日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
福岡市南区老司二丁目349番1及び349番4から349番13まで
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
熊本市東区小峯三丁目1番18号
株式会社 南栄開発

福岡市公告第328号

建築基準法第73条第1項の規定に基づき、建築協定を認可したので、同条第2項の規定により次のように公告する。

なお、建築基準法第73条第3項の規定により当該建築協定書を福岡市役所(住宅都市局建築指導部開発・建築調整課)において一般の縦覧に供する。

令和5年12月18日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

- 1 建築協定の名称
輝国2丁目建築協定
- 2 建築協定区域
福岡市中央区輝国二丁目409番ほか60筆
- 3 建築協定区域隣接地
福岡市中央区輝国二丁目362番14ほか28筆
- 4 認可年月日
令和5年12月18日

東 区

福岡市東区告示第13号

住民基本台帳法施行令第12条第1項の規定に基づき、住民票を職権で消除したので、その旨を当該住民票を消除された者に通知する必要があるが、その住所及び居所が明らかで

ないので、同条第4項の規定により次のように公示する。

なお、住民票を消除された者の名簿は、この告示の日から1月間福岡市東区役所市民部市民課において縦覧に供する。

令和5年12月18日

福岡市東区長 谷 口 恭 二

| 住 所 | 氏 名 | 消除年月日 |
|---------------------------------|----------------|------------|
| 福岡市東区香椎照葉一丁目3番7-408号 プライムメゾン照葉 | 乗松 拓弥 | 令和5年11月24日 |
| 福岡市東区松島三丁目10番10号 | 安部 一憲 | |
| 福岡市東区箱崎五丁目10番14-611号 サンシティ箱崎九大前 | 穴井 圭介 | |
| 福岡市東区原田二丁目8番39-101号 リバービュー原田 | 永田 豊広 | |
| 福岡市東区馬出六丁目18番23号 ホワイトハイムⅡ202号 | BUI TRUONG DUY | |

南 区

福岡市南区告示第7号

住民基本台帳法施行令第12条第1項の規定に基づき、住民票を職権で消除したので、その旨を当該住民票を消除された者に通知する必要があるが、その住所及び居所が明らかでないので、同条第4項の規定により次のように公示する。

なお、住民票を消除された者の名簿は、この告示の日から1月間福岡市南区役所市民部市民課において縦覧に供する。

令和5年12月18日

福岡市南区長 久 田 章 浩

| 住 所 | 氏 名 | 消除年月日 |
|-----------------------------------|--------|-------|
| 福岡市南区井尻四丁目22番13号 | 石堂 一洗 | |
| 福岡市南区横手三丁目26番32号 コーポウエスト103号 | 福本 啓一朗 | |
| 福岡市南区日佐二丁目18番23-201号 D e s s e 日佐 | 木本 浩二 | |

| | | |
|-----------------------------------|--------|------------|
| 福岡市南区三宅三丁目9番18号 富士乃苑ビル NOⅢ-306 | 三浦 ミサオ | 令和5年11月17日 |
| 福岡市南区和田三丁目1番39-207号 ろまん大 橋南2 | 久家 和夫 | |
| 福岡市南区屋形原三丁目34番26-105号 大和ハ イムⅢ | 土井 和広 | |

西 区

福岡市西区告示第3号

住民基本台帳法施行令第12条第1項の規定に基づき、住民票を職権で消除したので、その旨を当該住民票を消除された者に通知する必要があるが、その住所及び居所が明らかでないので、同条第4項の規定により次のように公示する。

なお、住民票を消除された者の名簿は、この告示の日から1月間福岡市西区役所市民部西部出張所において縦覧に供する。

令和5年12月18日

福岡市西区長 駒 田 浩 良

| 住 所 | 氏 名 | 消除年月日 |
|-------------------------------------|--------|------------|
| 福岡市西区北原二丁目20番11-101号 フローレ ンスみずき | 太田 耕一 | 令和5年11月6日 |
| 福岡市西区周船寺一丁目17番18-303号 グラン ドール周船寺 | 伊豆丸 竜馬 | 令和5年11月24日 |